

見積をご提出頂く工務店の皆さまへ

株式会社カヤック L I V I N G

当社の提供する SuMiKa ウェブサービスで提供された情報に起因して成立した請負契約、準委任契約、製作物供給契約、売買契約、不動産仲介契約等（以下「請負契約等」といいます。）の契約当事者となる工務店の皆さまには、請負契約等が成立したときには、以下の各号に定める義務が生ずることを、予めご了解ください。

1. 請負契約等が成立した場合は、当社に対し、直ちに契約が成立した旨の報告をし、請負契約等の契約書などその成立と内容を証する書面の写しを当社に交付すること
2. 顧客との間で請負契約等が成立した場合には、当社に対し別途定める紹介手数料を支払うこと
3. 前号の手数料の支払期日、支払方法については、当社が別途定める方法によること
4. 紹介手数料の支払期日を徒過したときは、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年 14.6%の利率で計算した金額を延滞利息として支払うこと
5. 紹介手数料を工務店に代わって設計事務所が支払ったときは、設計事務所から求償請求を受けることについて異議を述べないこと
6. 請負契約等成立後、追加工事、変更工事又は追加変更工事の合意が成立したときは、当社に対して、直ちにその旨を報告し、それらの内容および金額を証する書面を交付すること
7. 請負契約等に定めた役務の提供が完了したときは、当社の定める方式により直ちに施工実績を報告すること
8. 5ないし6号に定めるほか当社が報告を求めた場合には、速やかに報告をすること
9. 当社が、請負契約等の内容を事前又は事後に審査し、請負契約等の内容が本規約及び本規約に付随する附則に反すると判断した場合又は請負契約等の内容が違法、有害、公序良俗違反若しくは第三者の権利や法的利益を侵害すると判断した場合に、本サービスを利用して当該請負契約等を成立させ履行することを拒絶することに異議を述べないこと
10. 前号により拒絶したことによって会員又は顧客が損害を被ったとしても、当社はその賠償の責めを負わないことについて異議を述べないこと

以 上

問い合わせ先

0120-965-271

株式会社カヤック L I V I N G

カスタマーサポート 中村

同意書

当社は、当社が(施主名)殿と締結する請負契約等が株式会社カヤックLIVINGの提供するSuMiKaウェブサービスにより提供された情報に起因して成立したものであることを認め、当社が下記の義務を負うことについて同意します。

記

1. 請負契約等が成立した場合は、当社に対し、直ちに契約が成立した旨の報告をし、請負契約等の契約書などその成立と内容を証する書面の写しを当社に交付すること
2. 顧客との間で請負契約等が成立した場合には、当社に対し別途定める紹介手数料を支払うこと
3. 前号の手数料の支払期日、支払方法については、当社が別途定める方法によること
4. 紹介手数料の支払期日を徒過したときは、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年14.6%の利率で計算した金額を延滞利息として支払うこと
5. 紹介手数料を工務店に代わって設計事務所が支払ったときは、設計事務所から求償請求を受けることについて異議を述べないこと
6. 請負契約等成立後、追加工事、変更工事又は追加変更工事の合意が成立したときは、当社に対して、直ちにその旨を報告し、それらの内容および金額を証する書面を交付すること
7. 請負契約等に定めた役務の提供が完了したときは、当社の定める方式により直ちに施工実績を報告すること
8. 5ないし6号に定めるほか当社が報告を求めた場合には、速やかに報告をすること
9. 当社が、請負契約等の内容を事前又は事後に審査し、請負契約等の内容が本規約及び本規約に付随する附則に反すると判断した場合又は請負契約等の内容が違法、有害、公序良俗違反若しくは第三者の権利や法的利益を侵害すると判断した場合に、本サービスを利用して当該請負契約等を成立させ履行することを拒絶することに異議を述べないこと
10. 前号により拒絶したことによって会員又は顧客が損害を被ったとしても、当社はその賠償の責めを負わないことについて異議を述べないこと

以上

平成 年 月 日

住所 :

会社名 :

代表 :

Ⓜ